

# 処方箋 第44号

処方箋 第44号

## 健康食品？注文してえへんもんは、してえへん！！

高齢の母に「注文のあった健康食品を送ります」と電話があった。「注文した覚えがない」と言っても、業者は「3か月分の注文だったのに、せめて1か月分（35千円）は買ってもらわないと困る。」と強い口調で言われた。自宅に契約書などはないが、母が電話であいまいな返事をした可能性はある。買わないといけないものか。

（母80歳、娘50歳）

### <相談の経緯>

センターから業者に販売経緯の説明を求めたら、「1カ月前に電話で注文を受け、今回は商品発送の確認電話であった」との回答だった。更に注文を受けた際の詳細を尋ねると「こちら（業者側）から自宅に電話をかけ販売の勧誘を行い、契約書は商品と一緒に発送することになっている・・・」との事実が判明した。業者に、今回は契約の意思がなく、仮に電話で申し込みがあったとしても契約書を交付し、当然、クーリング・オフについて明記する義務があること等を指摘し、法令順守を促したところ、キャンセル扱いとなった。



☆注文に覚えのない商品が届いたら、まずは受取拒否をしてください。

☆注文していないのに「注文している」と言われても、クーリング・オフや返品、取り消しで解決が可能な場合もあります。



「注文した」と言われても、相手の言うことを鵜呑みにせず、事実を確認するためにも、ご相談ください。

ご相談は…  
まずは  
お電話!!

但馬消費生活センター  
たじま消費者ホットライン  
マスコットキャラクター  
ホットちゃん



しまった、困った、その時は

**消費者センターは生活のお医者さん**

但馬消費生活センター

**相談電話：0796-23-0999**

たじま消費者ホットライン

**相談電話：0796-23-1999**